



ゆうメール

# まつもとほうじん

令和4年  
(2022年)  
**8月号**  
**第571号**

ホームページ <http://www.matsumotohonjinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)

### ふるさとの食シリーズ



### — 主な記事 —

税務署定期人事異動……………	2～3頁
皆さんこんにちは・大池頼憲氏……………	4頁
頑張ってます・藤田玲さん……………	4頁
ふるさとの食シリーズ……………	5頁
法律レポート……………	6頁
面白きことも無き世を生き抜く発想……………	7頁
税務ポイント……………	8頁
後期部会税務研修会ご案内等……………	9頁
会員福利厚生制度PR……………	10頁
8月の予定、	
第109回税制勉強会開催のお知らせ等……………	11頁
インフォメーションコーナー、地区トピックス、	
川柳コーナー、あとがき……………	12頁
法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い……………	付録
夏期特別研修会ご案内……………	付録

### ふるさとの食シリーズ

### “牛乳パン”

長方形や四角、ふんわりと焼き上げられた分厚いパンにたっぷりとサンドされた牛乳入りクリーム。長野県民が愛してやまない「牛乳パン」です。近年、様々なマスメディアで取り上げられたことから全国的にも認知度が高まっている牛乳パンは長野県発祥であり中信地域でも大勢の市民に愛され、各地のパン屋さんでオリジナリティあふれる商品が販売されています。

(関連記事5頁掲載 廣田伸一編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印	社							経理担当
	長							



差出人・返送先  
 一般社団法人松本法人会  
 〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10  
 大同生命松本ビル5階

# 税務署定期人事異動 (令和4年7月10日付)

本年度も7月10日付で税務署の人事異動が発令されました。松本署では関署長はご留任されましたが、小澤、黛両副署長が転任されるとともに、法人会とかかわりの深い法人1部門においては城倉統括官、北原上席調査官も異動されることになりました。本稿では各部門の動きと併せてご報告いたします。

## 着任者略歴 (敬称略)



やまだ じゅんいちろう  
**山田 潤一郎**

副署長(法担)

**略 歴**

出身地 新潟県

令和元年 局 課税第二部 酒税課 課長補佐  
2年 局 課税第二部 酒類業調整官(水戸派遣)  
3年 局 課税第二部 酒類業調整官(浦和派遣)  
4年 現職(7月から)



おぼら くみこ  
**小原 久美子**

副署長(個担)

**略 歴**

出身地 長野県

令和元年 大宮署 総務課長  
令和2年 局 総務部 税務相談室 相談官  
3年 川口署 副署長(総担)  
4年 現職(7月から)



こさか よしのり  
**小坂 佳範**

総務課長

**略 歴**

出身地 長野県

平成30年 局 課税第二部 資料調査第二課 総括主査  
令和元年 川越署 法人課税第一統括官  
2年 局 課税第二部 法人課税課 課長補佐  
4年 現職(7月から)



あさい かおり  
**浅井 香里**

税務広報広聴官

**略 歴**

出身地 長野県

平成27年 諏訪署 個人課税第一部門 上席国税調査官  
令和2年 諏訪署 管理運営第一部門 上席国税徴収官  
3年 諏訪署 総務課 課長補佐  
4年 現職(7月から)



おおひら あきら  
**大平 朗**

法人課税第一統括官

**略 歴**

出身地 長野県

平成30年 局 調査査察部 査察総括第二課 査察審理官  
令和元年 局 調査査察部 査察第七部門 総括主査  
2年 上田署 法人課税第一統括官  
4年 現職(7月から)



すぎはら まさひろ  
**杉原 正浩**

法人会担当

**略 歴**

出身地 長野県

平成25年 松本署 法人課税第二部門 上席国税調査官  
28年 飯田署 法人課税第一部門 上席国税調査官  
30年 伊那署 法人課税第一部門 上席国税調査官  
令和4年 現職(7月から)

# 松本税務署定期人事異動（関係分）令和4年7月10日付

●新	新体制（敬称略）	●旧
署長	関 潤一	（留任）
副署長（法担）	山田潤一郎	局 課税第二部 酒類業調整官（浦和派遣）
副署長（個担）	小原久美子	川口署 副署長
総務課長	小坂 佳範	局 課税第二部 法人課税課 課長補佐
税務広報広聴官	浅井 香里	諏訪署 総務課 課長補佐
特別国税調査官（法人担当）	樋口富貴男	（留任）
特別国税調査官（法人担当）	宮原 英之	長野署 特別国税調査官（法人担当）
法人一統括官	大平 朗	上田署 法人一統括官
法人二統括官	大嶋 哲也	越谷署 法人五統括官
法人三統括官	佐藤 尚	（留任）
法人四統括官	吉澤 智幸	（留任）
法人五統括官	清水 正	（留任）
審理専門官（法人担当）	所 正雄	（留任）
法人課税 連絡調整官	中山美樹也	長岡署 総務課 課長補佐
法人一上席調査官（法人会担当）	杉原 正浩	伊那署 法人一上席調査官

●新	転 出（敬称略）	●旧
国税庁名古屋派遣監督評価官	小澤 伸之	副署長
竜ヶ崎署 副署長	黛 悟	副署長
局 徴収部 徴収課 課長補佐	横田 大介	総務課長
諏訪署 管理運営二統括官	大平 寿枝	税務広報広聴官
諏訪署 特別国税調査官（法人担当）	大平 茂樹	特別国税調査官（法人担当）
局 課税第二部 消費税課 課長補佐	城倉亜由美	法人一統括官
伊那署 法人二統括官	清澤 源之	法人二統括官
高崎署 法人三統括官	佐藤 智之	法人課税 連絡調整官
長野署 法人一上席調査官	北原 勝治	法人一上席調査官（法人会担当）

**消費税の期限内納付を  
忘れずに。**

期限内納付が難しい  
場合は、所轄の税務署  
(徴収担当)へ  
ご相談ください。(※4)

消費税には申告・  
納付期限(※1)が  
あります。

申告・納付には  
e-Taxが利用  
できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

- ★ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- ★ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。  
 ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。  
 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



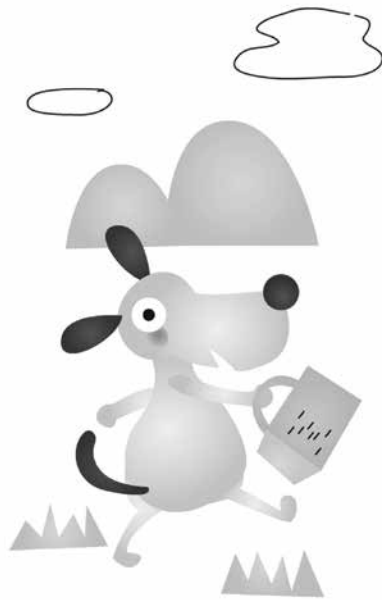
皆さん  
こんにちは♪

「個人から法人まで、  
資産形成のお手伝い」

山形村にある(株)ビジョ  
ンサポートの大池頼憲さん。金融業界でのご経験  
を活かし現在は、iDeCo、

NISA、企業型確定拠出年金の導入支援など個人や法人それぞれの資産形成コンサルタントとしてご活躍されています。「資産運用、資産形成、投資」などに対し、日本人はどれも「怪しい、危ない、騙される...」というイメージを持つ方がまだまだ多いですよね。日本はまだまだ「貯金文化」。一方アメリカでは「資産運用」が定着しています。今回大池さんのお仕事についてインタビューをさせて頂きに行ったはずなのですが、気がつけば金融リテラシーの勉強会みたいになっていました(笑)知っている様で知らない事が沢山あり素朴な疑問にも分かりやすく応えて頂き目から鱗でした!

私たちは今後更に金融リテラシーの向上が求められることとなります。高校でも投資などお金について学ぶ授業がスタートしています。これまでは国が守ってくれていましたが、いよいよ自分で何とかしないといけない時代が来ました。大池さんはそんな時代に頼りになる存在だと実感。プライベートでは奥様と2人娘さんの4人家族でスキーを楽しんでいるそうです。ただ娘さんもお年頃になってきてスキーに行く回数が減り少し寂しそうです。家族思いの優しさが伝わってきました。



(菅野和光編集委員)

株式会社 Vision Support

東筑摩郡山形村

代表取締役社長 大池 頼憲 氏



頑張ってます!!

『お客様に  
会えるのが嬉しい!』

株式会社あさひ館  
(ホテルあさひ館)

塩尻市大門

藤田 玲 さん

塩尻市大門にありますホテルあさひ館の藤田玲さんにお話を伺いました。あさひ館は、創業明治38年(1905年)の老舗で、松本、諏訪、上高地、木曾などの観光地にアクセス抜群。市街地にありながらゆったりとくつろげる癒しの空間で、清潔感があり居心地の良いホテルです。四季折々の和食が楽しめ、会席、宴会料理、コース料理、ランチメニューが自慢です。

今回、お話を伺った藤田さんは、フロント・事務をはじめ、ホテル全般の業務を担当されています。アルバイトとして入社された後、社長様に正社員を勧められ勤続3年となりました。正社員になって間もなくコロナ禍となりホテルは非常に厳しい環境下となりましたが、最近、徐々にお客様のご利用も増え、改めてお客様が来てくれることの有難みを感じ、お客様に会えるのが嬉しいとのこと。お客様の中には、婚礼で利用された方も多く、その後も人生の節目節目(記念日、子どもの誕生日、新入学、就職など)でお会いできる嬉しさと携われることにやりがいを感じており、スタッフ一人一人が感謝の気持ちを持ってお迎えしたいと熱心にお話下さいました。

休日は、愛犬と遊んで過ごしたり、好きなお酒を飲みながら心身共にリフレッシュしているそうです。藤田さんは、大学駅伝で活躍中の駒沢大学田沢廉選手の大ファン。仕事もプライベートも楽しそうなお話される素敵な笑顔が印象的でした(自称 看板娘♪)。皆様も記念日、慶事、お子様のお祝い事、親族の集まり、法事、二次会、同窓会などであさひ館を利用し、自慢の料理を楽しまれてはいかがでしょうか。(廣田伸一編集委員)

● **【ふるさとの食】シリーズ ⑳** ●

『牛乳パン』  
 ～ ボリューム満点。味満点。  
 ご当地パンを召し上がれ♪ ～

近年、様々なマスメディアからも注目された長野県が誇るご当地パン『牛乳パン』。分厚いふわふわパンにたっぷりサンドされた牛乳入りクリーム。口を大きく開かなければ、かじり付けない迫力満点の見た目のインパクトとその味で全国的に注目されていますが、私たち信州人にとっては長年親しまれた味です。

(諸説あるようですが) その歴史を紐解くと、昭和30年頃に駒ヶ根市のパン屋さんに勤められていた一人の職人さんの手によって牛乳パンは生み出されたそうです。その後も改良が続けられ、美味しさが一層増すにつれて評判は高まり、長野県中のパン屋さんから

牛乳パンの講習会開催希望が寄せられることになりました。これを受け、長野県パン組合の理事長をつとめていたそのパン屋の社長さんの「みんなに教え、共有して広げるべきだ」という考えのもと講習会は開催され、県下各地に牛乳パンは広がり、県民食と言えるほどに普及したそうです。(こちらに関しては駒ヶ根市のHPにも詳しく掲載されています。)

また、現在、広く県内各地で販売されている牛乳パンですが、なぜかパッケージについては似たデザイン「白地に濃紺の「牛乳パン」の文字/男の子/牛の絵等」が多いのですが、こちらは、木曾福島のパン屋さんがお子さんを描いたスケッチが長野県パン組合で共有されたことが影響しているようです。

お店ごとに長方形、四角や丸型、牛乳入りクリームにバタークリーム、コーヒークリームなど形も味も異なりますが、いずれの店舗でも職人さんが腕によりをかけて作り上げている逸品ぞろい。どれを食べてもきっと口中に美味しさが広がります。私たち長野県民のソウルフード「牛乳パン」をご紹介します。

(廣田伸一編集委員)

松本法人会の全ての  
 会員の皆様へ

**あなたのお知り合いを紹介してください**  
**“法人会やまびこ運動”ご協力をお願いします**

松本法人会では今年も5月より“法人会やまびこ運動”をスタートしております。7年目の取り組みとなりますこの活動は『会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組み』です。

大変厳しい状況下ではございますが、今月号の広報誌に「やまびこ運動ご協力をお願いします」というチラシを同封しておりますので、お手数ですが内容をご確

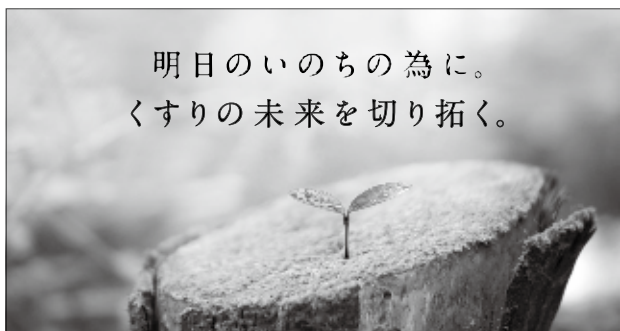


認いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

～法人会やまびこ運動って何?～

当会会員企業の皆様に【お取引先】や【お知り合い】の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。

**ご協力よろしくお願い申し上げます!!**



明日のいのちの為に。  
 くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
 創薬研究開発型企业です。

**KISSEI**  
 キッセイ薬品工業株式会社  
 本社：松本市芳野19番48号

## 法律レポート

# 新型コロナウイルス禍の契約業務における中小企業の対応と留意点について

—コロナ関連の最終回 賃貸借契約と消費者契約—

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



## 第1、賃貸借契約関連の重要問題

(1) 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、県知事から飲食店を中心とする店舗等に対して営業自粛の要請がなされた場合、テナントが要請に応じて休業する期間中の賃料は発生するか否か問題となります。

契約書において多くの賃貸借契約ではこのような事態を想定した条項は設けられていません。そこで、民法等の解釈によって賃料発生の有無が決せられることとなります。県知事からの休業要請により賃貸物件を貸すことが履行不能（賃借人に賃貸物件を使用収益させることができない状況）になっているかが問題となり、債務不履行となっていれば、貸すことが出来ない以上、原則として、賃料は発生しないと考えられます。

行政からの要請の法律上の根拠やその内容、地域における新型コロナウイルス感染症の蔓延状況、物件の種類（使用目的）等を総合的に勘案して決せられます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、売上が激減したテナントから賃料減額請求を受けた場合に、賃貸人は減額に応じなければならないかの問題もあります。賃料減額の請求に関する法律上の根拠としては、借地借家法32条1項に基づく賃料減額が考えられます。

借地借家法32条1項の賃料減額請求の規程によると、新型コロナウイルス感染症（の蔓延）及びこれによる臨時休館が商業用物件の貸室の利用価値に与える影響があくまで一時的なものに留まる限り、それによって直ちに現在の賃料が下落するという事は考えにくく、新型コロナウイルス感染症の蔓延によって一時的に当該テナントの売上が下がったということのみならず、経済状況等に照らして現在の賃料が客観的に「不相当」となったという事情に該当せず、賃料減額請求は認められにくいと思われれます。

## 第2、消費者契約法関連の重要問題

(1) イベントが新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて中止されることになり、約款には、イベントが中止になった場合でも一切代金を返金しない旨の条

項がある場合に、参加者から代金の返金請求を受けた場合、主催者は条項を根拠に返金を拒むことができるか問題となります。当該条項の有効性が不当条項規制（民法548条の2第2項、消費者契約法10条）との関係が問題となります。

主催者の責めに帰することができない事由によりイベント等が開催されない場合には、代金は発生しないのが原則であるため（民法536条1項の危険負担）当該条項は、消費者契約法10条の要件を充足すると考えられ、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されることとなります。

イベントの主催者側としては、イベントの準備のために要した費用の支払が必要であることを考慮すると、当該条項を設けることについての合理的な理由はあり、特に返金されない場合が主催者側の責めに帰することができない事由によるイベントの中止に限定されているような場合には、当該条項を設ける目的も不当とは言えないものと思われれます。

(2) イベントが開催されるとしても、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、参加者が参加をキャンセルすることが想定されますが、主催者が参加者からのキャンセルについて請求を認めないような条項を設けることも少なくなく、かかる条項の有効性が、消費者契約法9条1号との関係で問題となります。

9条1号は当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を越えるものについて、その超える部分は無効である旨を定められており「平均的な損害」とは、同一業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額という趣旨と解釈されています。「平均的な損害」の主張立証責任は消費者側が負っています。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝  
〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F  
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

## 面白きことも無き世を生き抜く発想

ジャーナリスト 海部隆太郎

道路を挟んだわが家の前に大規模な保育園がある。ここで毎朝のように繰り広げられるのが、「行きたくない」と叫び地面に伏して抵抗する子どもと、会社に遅刻してはならないとわが子を抱き上げる母親とのバトル。ほほ笑ましく思うが、朝刊に目を通して時間帯に玄関前で泣き叫ばれ、しかも次々に同じような親子が登場してくる時は、さすがに閉口する。

親子の闘いでは、父親ががちりと子を羽交い絞めにして抱え、その後ろから荷物を持ち歩む母親とのナイス連携も見ることができ、多様な親子の姿にかつての自分を見る思いがある。だが、早朝の大音響は連日続く。

これを迷惑とは思わない。子育てに奮闘する親子に拍手を送りたい気持ちだ。子どもの泣き声には慣れたし、新聞も普通に読むことができる。あの親子のように「今日も頑張るぞ」と元気をもらえるような気がする。

逆にうるさいと思えば、不機嫌な1日で終始してしまうだろう。何気ない日常の出来事ではあるが、ちょっとした心の持ち方で人生が大きく変わる、と考えてしまった。というか、ようやく気が付いたのかもしれない。

### 「心なりけり」を経営・人生哲学に

長年にわたり経済ニュースを追う日々を送り、多くの経営者との交流があった。忘れられないトップたちとその考え方に共感し、自分の生き方に取り入れようと思ったことは少なくない。その中でも商社の副社長やIT企業社長などを歴任したS氏の話は今でも鮮明に記憶している。

同氏がメキシコ赴任中に無実の罪で囚われ、拘

置所では死を覚悟する場面もあったという。鉄格子の中で多くの知人から励ましの言葉もらったが、現状を克服するだけの力強い言葉はなかったという。悶々とした時間が過ぎるが、そこで出合ったのが高杉晋作の辞世の句。「おもしろき こともなき世を おもしろく」で、勤王女流歌人が下の句として「すみなすものは 心なりけり」と詠んだ。

この句は多様な解釈ができるのだろうがS氏は、どのような厳しい状況に陥ろうとも、現状を受け入れ、決して腐らず、諦めず前を向いて進もうという気持ちを持たせたと話してくれた。現状に甘んじるだけ、などという後ろ向きの考えではない。

厳しくない経済状況などはない。バブルの絶好調時代にも思うように経営できなかった企業はあるはず。別のある企業トップからは、「事業をやれば必ず壁にぶつかる。そこから勝負だと思えるかどうか。そこから経営を左右する」と言っていた。厳しい場を何度も乗り越えてきた人だから言える言葉だと感銘を受けた思い出がある。

企業経営も人生もすべて「心なりけり」ではないだろうか。経営においては、困難な局面で冷静に判断し対応策を講じる知恵が湧き、人生においては心の広さをもたらしストレスが蓄積しにくい状況を作ってくれる。すべて当たり前のことだと叱られそうだが、忘れてしまっている人が多いような気がする。ならない。

【筆者紹介】海部隆太郎(かいべりゅうたろう)法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に幅広い課題を取材・執筆活動を展開する。



地域社会の繁栄のために。  
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

鍋林株式会社  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

# 税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室<sup>(173)</sup>) 法人税・消費税関係

## 同業者団体等の加入金や 会費の取り扱い

Q. 業界の団体に加盟して加入金や会費を負担していますが、それらの経理上の扱いについて教えてください。

A. 法人が同業者団体等（社交団体を除く）に対して支出した加入金や会費は、その性質や目的により、経理処理が異なります。

### (加入金)

その団体の構成員としての地位を他に譲渡できるもの、及び加入金が出資の性質を有するものは、譲渡または脱退するまでは資産に計上します。それ以外のものは繰延資産に該当し、償却期間は5年となります。

ただし、支出金額が20万円未満の場合は損金経理により全額損金算入することができます。

### (会費)

通常会費：その同業者団体等が構成員のために行う広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生その他、団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費については、支出した事業年度の損金に算入します。

ただし、同業者団体等において、通常会費について不相当に多額の剰余金が生じていると認められる場合は、その剰余金が生じた時以後に支出する通常会費については、その剰余金の額が適正な額になるまでは、前払費用として損金には算入しません。

その他の会費：同業者団体等が会館の取得、会員相互の共済、会員相互の親睦、政治献金などの目的のために支出する会費については、前払費用とし、

当該同業者団体等がこれらの支出をした日にその費途に応じて構成員である当該法人がその支出をしたものとされます。

なお、通常会費の全部またはその一部をその他の会費の目的のために支出している場合には、その部分はその他の会費として扱われます。

### 消費税との関係

同業者団体等に支払う会費が課税仕入れになるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費との間に明らかな対価関係があるかによって判定します。

対価性の有無の判定が困難なものについては、その会費を支払う構成員と受けとる団体等の双方が、その会費を役務の提供や資産の譲渡等の対価に当たらないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。なお、この場合、同業者団体等がその旨を構成員に通知するものとされています。

具体的にみますと、その団体の業務運営に必要な通常会費は、一般的には対価関係がありませんので、団体においては役務提供や資産譲渡の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えないとされており、支払う構成員においても課税仕入れとはならず、仕入税額控除の対象になりません。

一方、同業者団体がその構成員のために行う広報活動、セミナーや講習会などの研修指導などの会費は、講義や講演の役務の提供としての対価関係が明確な場合は、課税仕入れとなり、仕入税額控除の対象になります。

入会金に関しても、ゴルフクラブ、宿泊施設、体育・遊戯施設その他のレジャー施設を利用するための会員となる入会金は、役務の提供などとの間に明らかな対価関係がありますから、課税仕入れになります。なお、この場合の入会金は、脱退などに際して返還されないものに限られます。

(税制委員会:赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿)

(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!



**令和4年度 後期部会税務研修会**

# テーマ『会社取引をめぐる税務 Q & A』

講師：松本税務署 担当官

本年度後期の税務研修会を下記の日程で行います。新型コロナウイルスの感染拡大状況を注視しつつ、下記の安全対策を講じての開催となります。参加費は無料。会員の皆様にはハガキにてご案内いたしますので皆様のご参加をお待ちしております。(参加をご希望されます方は事務局まで事前のお申し込みをお願い申し上げます)

日 程	部 会 等	時 間	会 場
9月2日(金)	松本 A ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」
9月5日(月)	塩尻部会	15:00～16:30	えんぱーく 4階会議室
9月6日(火)	松本 B ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」
9月7日(水)	波田・安曇・奈川部会	15:00～16:30	松本市波田商工会
9月8日(木)	筑北部会	15:00～16:30	筑北村商工会
9月12日(月)	松本 C ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」
9月13日(火)	三郷・梓川・堀金部会	15:00～16:30	安曇野市商工会 三郷商工会館
9月14日(水)	山形・朝日部会	15:00～16:30	山形村商工会
9月16日(金)	川手部会	15:00～16:30	安曇野市商工会 明科商工会館
9月20日(火)	松本 D ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」
9月21日(水)	豊科・穂高部会	15:00～16:30	安曇野市商工会 穂高商工会館
9月26日(月)	松本 E ブロック	14:00～15:30	松本市駅前会館4階「大会議室」

☆参加をご希望されます方は、恐れ入りますが本会事務局まで事前のご連絡をお願い申し上げます。

**事務局電話番号：0263-35-8080**

☆開催にあたり、参加者間の座席距離の確保、室内換気等を心掛けますが、ご参加いただく皆様には手指消毒、マスク着用、検温、健康確認などへのご協力をお願いいたします。

## 青年部コーナー

### —令和4年度 租税教室開催報告—



青年部では5月より各地の小学校で開催される租税教室で講師役を担当しています。6年生を対象に、本年度は7月末までに松本、塩尻、安曇野各市の14校で1300人を超える児童に税の仕組みや使われ方、大切さを分かりやすくお伝えしています。

## 女性部コーナー

### —女性部8月例会開催のご案内—

#### ジャズダンス「初心者向けの3分間若返りジャズダンス」

女性部8月例会を下記内容にて開催いたします。

- 日時 8月9日(火) 10:30～12:00 (その後昼食会)
- 内容 ジャズダンス  
『初心者向けの3分間若返りジャズダンス』  
講師 宮坂 喜久子 氏
- 会場 深志神社「梅風閣」2F  
(松本市深志3-7-43 TEL.0263-32-6310)
- 会費 1,500円(昼食代として)

※新型コロナウイルスの感染状況により、延期または中止となる可能性もございます。

暑中お見舞い申し上げます

さあ、保険の新次元へ。  
T&D 保険グループ



その安心で、  
企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年  
DAIDO 大同生命

松本支社/  
長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829



企業防衛・福利厚生目的に  
法人会のビジネスガードシリーズ



AIG 損保

地域社会に貢献する

法人会の自動車保険

AIG損害保険株式会社は、  
充実の補償とサービスで、法人会の会員企業を  
自動車に関する様々なリスクから  
お守りします。



AIG損害保険株式会社  
URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先  
松本支店  
〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル  
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(22-073009)



アフラックは、1983年より  
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。



〈引受保険会社〉

アフラック 長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の  
募集代理店が行います。

### 8月の予定

2日青年部献血活動 4日税制委グループ  
会議、広報委編集会議 9日女性部8月例  
会 11～16日事務局夏季休業 22日新設法  
人説明会 23日常任理事会、役員大会 26日  
第109回税制勉強会 29日決算説明会 30日  
租税教室（明善小学校）

### 決算説明会

（法人税・消費税の説明会 / 7月決算法人対象）  
8月29日（月）午後2時より  
松本市駅前会館「大会議室」

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施と  
いった安全対策を行い開催いたします。  
ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお  
願いいたします。  
なお、感染拡大状況により中止となる場合もござ  
いりますがご了承願います。

### 第109回税制勉強会開催のお知らせ 「インボイス制度の概要と 電子帳簿保存法のポイント」

税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

- 日時 8月26日（金） 14:00～15:30
- 会場 松本市駅前会館4階「大会議室」
- 内容 「インボイス制度の概要と  
電子帳簿保存法のポイント」
- 講師 松本税務署 担当官
- 受講料 無料
- お申込 事務局まで（0263-35-8080）

※感染症対策及びテキスト準備の都合上、参加をご希  
望されます方は、必ず事務局まで事前のお申し込み  
をお願い申し上げます（電話 0263-35-8080）

※開催にあたり、参加者間の座席距離の確保、室内換  
気等を心掛けますが、ご参加いただく皆様には手指  
消毒、マスク着用、検温、健康確認などへのご協力  
をお願いいたします。

### 令和4年度 常任理事会・役員大会

本年度の常任理事会・役員大会を次の日程で開催い  
たします。

日時 8月23日（火） 14:00～17:20  
会場 ホテルブエナビスタ3階「グランデ」  
常任理事会 14:00～14:50  
役員大会 15:00～17:20  
(1)会議 15:00～16:10  
(2)税務講話 16:20～17:20  
講師：松本税務署長 関 潤一 氏

### 夏期特別研修会開催案内

## 職場の風土改革と こころの笑方箋

～仕事は楽しく、人生はおもしろく～

NPO 法人 健康笑い塾 主宰  
講師 中井 宏次 氏

本年度の夏期特別研修会を  
下記内容で開催いたします。  
感染対策に留意し開催いたし  
ますので是非ご参加下さい。



日時 9月1日（木）  
午後2時～3時30分  
会場 松本市駅前会館4階「大会議室」  
（歯科医師会館）  
定員 50名（先着順。必ず事前申し込みをお願いい  
たします。）  
受講料 無料  
お申込 同封したご案内チラシに必要事項をご記入の  
上、FAX等で事務局まで必ずご返信くださ  
いますようお願い申し上げます。  
備考 新型コロナウイルス感染拡大状況により、研修会を中  
止またはオンライン開催に変更する場合もご  
ざいます。ご不明な点は事務局まで。

(TEL:0263-35-8080/FAX:0263-36-0839)

☆同封のご案内チラシをご確認ください☆

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラストでも  
デジタルカメラ  
デジタル写真機  
素材を組み合わせて  
一般社団法人 松本法人会  
めざします企業の  
繁栄と社会への貢献  
一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F  
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

## 夏期特別研修会のご案内

# 職場の風土改革と こころの笑方箋

～仕事は楽しく、人生はおもしろく～



期日 **9月1日(木)**  
午後2時～3時30分

会場 **松本駅前会館**  
(松本市深志2-3-21)

定員 **50名**  
(先着順 要申込)

講師 NPO法人健康笑い塾 主宰

**中井 宏次氏**

受講料 **無料**

■ 詳細・お申し込みは .....  
**本号チラシにてご確認ください**

※コロナ感染拡大状況により、オンライン開催に変更する可能性がありますこと、お含み置き下さい。

お問い合わせ 一般社団法人 松本法人会 (事務局)  
**TEL.0263-35-8080**

## 地区トピックス

### 「松本市営スケートボード場が拡張されました」(松本市)



今年の3月、松本市総合体育館(美須々)の南側にある市営スケートボード場の施設が拡張されました。

昨夏の東京五輪で日本人選手が複数のメダルを獲得したことも影響して競技人口が増加しています。同施設では、初心者でも楽しめるエリアを設けたことでスケートボードを始める子供が増えることを期待しているとのこと。将来、松本からメダリストが出るかもしれませんね!(菅野和光編集委員)

今年3月、松本市総合体育館(美須々)の南側にある市営スケートボード場の施設が拡張されました。昨夏の東京五輪で日本人選手が複数のメダルを獲得したことも影響して競技人口が増加しています。同施設では、初心者でも楽しめるエリアを設けたことでスケートボードを始める子供が増えることを期待しているとのこと。将来、松本からメダリストが出るかもしれませんね!(菅野和光編集委員)

川柳コーナー

夏休み 子どもニコニコ 親大変

賑わいを いつも邪魔する コロナ菌

誇らしげ 手足の日焼け 愛娘 新米

## あしがき

先日、大手携帯電話キャリアで大規模話キヤリアで大規模

な通信障害が発生しました。皆さんの中にも通信障害により不便な思いをなさった方も多かったのではないのでしょうか? 私もその一人です。調べたいことが検索できない、ゴルフの予約電話ができな

い、インターネットバンキングで送金できない、返事待ちの電話がこない:スマホが機能しないとこれだけ大変なことに!スマホは便利な反面、通信が途絶えると一発でアウトなんだなと痛感した数日でした。

これから、5Gと6Gと通信事業は飛躍的に進歩し、今後更に私たちの生活になくてはならないインフラになっていくでしょう。進歩のスピードはこれまで以上で「昔はスマホというものがあつたんだよ」「懐かしいな」なんて会話、すぐそこかもしれませんね。

どんなに技術が進歩してもそこには必ずデメリットやリスクがありますので何かを選ぶ際はそこも充分理解する必要があります。(菅野)

(本号編集委員)

菅野和光  
廣田伸二



個人情報取扱いについて  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社